

地方独立行政法人広島市立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 役員及び職員（第7条～第15条）

第3章 業務等（第16条～第18条）

第4章 資本金等（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、広島市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を広島市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は広島市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の仕事)

第10条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。

2 理事及び監事の任期は、2年とする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(理事会の設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の3分の1以上の構成員又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」と

いう。)の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない
事項

- (2) 法第27条第1項の年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要な事項
(職員の任命)

第15条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
 - (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - (3) 医療に関する地域支援を行うこと。
 - (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
 - (5) 障害者支援施設を運営すること。
 - (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態(以下「災害等の緊急事態」という。)に対処するため市長が必要

と認める場合において、市長から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

（業務方法書）

第17条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

（病院等の設置）

第18条 法人は、次の表に掲げる病院を設置する。

名 称	所 在 地
広島市立広島市民病院	広島市中区基町7番33号
広島市立舟入市民病院	広島市中区舟入幸町14番11号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号
広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

2 法人は、次の表に掲げる障害者支援施設を設置する。

名 称	所 在 地
広島市立自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

第4章 資本金等

（資本金）

第19条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により広島市から法

人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項の承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島市に帰属させる。

第5章 雑則

(規程への委任)

第21条 この定款及び第17条の業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。